

# 青森県報

第四千五百二十四号

平成三十年  
十一月五日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退…………… (保健衛生課) …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定…………… ( 同 ) …… 一

### 公 告

- 争議行為の通知の公表…………… (労政・能力開発課) …… 二
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任…………… (三八地域県民局) …… 二
- 正 誤
- 平成三十年十月二十六日定例告示中…………… (水産振興課) …… 二

## 告 示

### 青森県告示第七百四十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成三十年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
おきつ内科	青森市古川二丁目八の一六	平成 三〇・八・三
あけぼの調剤薬局	むつ市大平町四二の二	三〇・九・四
クオール薬局弘前店	弘前市大字五所字野沢三九の二五	三〇・九・三〇
クオール薬局弘前豊原店	弘前市大字豊原一丁目五の二九	〃

### 青森県告示第七百四十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成三十年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おきつ内科	青森市古川二丁目八の一六	平成 三〇・九・一
調剤薬局ツルハドラッグ八戸江陽店	八戸市江陽二丁目一三の四〇	三〇・一〇・一
クオール薬局弘前店	弘前市大字五所字野沢三九の二五	〃
クオール薬局弘前豊原店	弘前市大字豊原一丁目五の二九	〃

公 告

争議行為の通知の公表

青森市長島二丁目一〇の一七に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本陽子から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成三十年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 争議行為の目的  
生活を守る賃金と雇用の確保、生活改善できる一時金の獲得等
- 二 争議行為をなす日時  
平成三十年十一月八日午前零時より妥結に至るまでの期間
- 三 争議行為をなす場所  
青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部
- 四 争議行為の概要  
右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独又は、併用して行う。

水産振興課

発行年月日 平成三〇・一〇・二六 第四五二〇号	区分 告示	番 号 第七二八号	ページ 二	段 段 下 中	行 行 表 中	課 課 大野 富士男	正 正 大野 富士雄
-------------------------------	----------	--------------	----------	------------	------------	---------------	---------------

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田子町土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年十一月五日

三八地域県民局長 津 島 正 春

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理 事	立本 弘	三戸郡田子町大字田子字馬場二一の二	平成三〇・九・二

正 誤

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭